

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

令和7(2025)年10月9日

栃木県人事委員会委員長 茂呂 和巳

まずは、県民の安全で安心な暮らしのため、高い志と意欲を持って、日々全力で職務に取り組んでいる職員の皆さんに対し、心からの敬意を表します。

本日、人事委員会は、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係については、人事院に準じて、職員と民間の給与の比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直し、職員給与と民間給与を比較した結果、月例給、特別給（ボーナス）のいずれについても職員が民間を下回っていることが明らかになりました。そのため、月例給については、職員給与と民間給与との較差11,308円（3.04%）を解消するため給料月額の上上げ改定を行うとともに、特別給についても、支給月数を0.05月分引き上げ、期末手当と勤勉手当に均等に配分することとしました。

本年、人事院は、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めるとともに、60歳前後の給与水準（給与カーブ）について引き続き検討を行う旨表明しました。本県の給与制度は国に準じていることから、今後の国における検討の状況や他の都道府県の動向に留意しながら、同様に検討を行うこととしました。

また、公務運営関係については、人材の確保及び育成・活用、柔軟で働きやすい環境の整備及び公務員倫理の徹底に関する課題について報告しました。

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、職員の給与を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しております。また、職員の給与を人事委員会勧告により適切に決定することは、職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に資するものであります。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解いただき、勧告どおり実施されるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、行政の各分野において職員がそれぞれの職務を通じ県民生活を支えていることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。